

3 栃木県国民健康保険運営方針の 改定について

R7. 10. 30

栃木県保健福祉部国保医療課

栃木県国民健康保険運営方針の改定について

1 栃木県国民健康保険運営方針の概要

栃木県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）は、県と市町が一体となって安定的な財政運営及び市町の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るための統一的な方針であり、現在は、令和5年12月に策定した第3期運営方針（R6.4.1～R12.3.31）に基づく運営を行っている。

2 改定の概要

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後の国民健康保険法の施行（令和8年4月1日施行予定）に伴い、子ども・子育て支援納付金分の保険料（税）に係る記載の追加その他時点の更新等

3 改定スケジュール（予定）

時期	会議内容等	
R7年10月下旬	第1回県国保運営協議会	運営方針の一部改定の概要説明
R7年11月下旬	連携会議財政運営分科会	運営方針の一部改定について検討
R8年1月	政令改正	
R8年1月下旬～2月上旬	連携会議	運営方針（案）の提示
R8年2月	第2回県国保運営協議会	運営方針（案）の審議
R8年3月上旬	—	市町村長照会
R8年3月下旬	—	運営方針の策定

栃木県国民健康保険運営方針の改定について

4 参考「都道府県国民健康保険運営方針策定要領の改定案」（抜粋）

※第1回栃木県国民健康保険運営協議会開催前に国から条令参考例及び運営方針策定要領等の資料が発出された場合は、当該資料を添付

新	旧
3 主な記載事項 略 （2）市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項 略 <u>削除</u> 略 ※ 国として各都道府県の保険料水準の統一に向けた取組を支援するため、「保険料水準の統一加速化プラン」を作成<u>しており、令和11年度（令和12年度保険料算定）までに、各都道府県における「納付金ベースの統一」を目指すとともに、国保運営方針期間の中間年度（令和15年度）までに「完全統一」に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標としている。</u> ※ 令和3年改正法により、令和6年4月から「保険料の水準の平準化に関する事項」を必須記載事項と<u>している。</u> 略	3 主な記載事項 略 （2）市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項 略 <u>○ 国保の都道府県単位化の前後で急激な保険料負担の増加を回避するため、平成30年度から特例基金等による激変緩和措置を行っていたが、当該期間は令和5年度で終了する。</u> 略 ※ 国として各都道府県の保険料水準の統一に向けた取組を支援するため、「保険料水準の統一加速化プラン」を作成。_____ _____ _____ _____ ※ 令和3年改正法により、令和6年4月から「保険料の水準の平準化に関する事項」を必須記載事項と<u>することとした。</u> 略

栃木県国民健康保険運営方針の改定について

新	旧
・ 賦課限度額をどのように設定するか 等について定めることが考えられる（医療分、後期高齢者支援金分及び、介護納付金分 <u>及び子ども・子育て支援納付金分</u> についてそれぞれ定めることが考えられる。）。	・ 賦課限度額をどのように設定するか 等について定めることが考えられる（医療分、後期高齢者支援金分及び、介護納付金分 _____ についてそれぞれ定めることが考えられる。）。
略	略
○ 保険料水準の統一については、同一都道府県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料水準とする「完全統一」と、各市町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない「納付金（算定基礎額）ベースにおける統一」の大きく2つの手法が考えられるが、各都道府県においては、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、<u>国保運営方針期間の中間年度（令和15年度）までに</u>、都道府県内の保険料水準の「完全統一」を目指すことが望ましい。	○ 保険料水準の統一については、同一都道府県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料水準とする「完全統一」と、各市町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない「納付金（算定基礎額）ベースにおける統一」の大きく2つの手法が考えられるが、各都道府県においては、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、<u>将来的に</u> 都道府県内の保険料水準の「完全統一」を目指すことが望ましい。
略	略
○ 令和6年 <u>12月2日</u> 以降、健康保険証が <u>新たに発行</u> されなくなり、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、 _____ 資格確認書が交付される仕組みとな <u>った。</u> 資格確認書の様式や有効期限等についても、市町村ごとに単独で処理基準を決めるのではなく、より広域的に実施することにより効率化が考えられる。	○ 令和6年 <u>秋</u> _____ に _____、健康保険証が <u>廃止</u> _____ されなくなり、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、<u>本人からの申請に基づき</u> 資格確認書が交付される仕組みとなるが _____、資格確認書の様式や有効期限等についても、市町村ごとに単独で処理基準を決めるのではなく、より広域的に実施することにより効率化が考えられる。
略	略